

平成15年3月13日
企業会計基準委員会

実務対応報告第9号

「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成13年の商法改正における自己株式の取得及び保有規制の見直し、種類株式制度の見直し、新株予約権及び新株引受権付社債の導入などを契機として、平成14年9月25日に企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」を公表致しました。その後、質問の多い点を中心に実務上の取扱いについて検討してまいりましたが、平成15年3月11日の第28回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を承認しましたので公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成15年1月15日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行ったうえで、公表するに至ったものです。

(財)財務会計基準機構の許可なく複写・転載等を禁じます。

本実務対応報告の概要

1 株当たり当期純利益の算定

自己株式の消却の取扱い(Q1)

- 当期の自己株式の消却は、1株当たり当期純利益の算定上、影響はない。
- なお、すべての株主に対して平等に行われる減資による無償消却は、算定及び開示について、株式併合と同様に取り扱う。

中間会計期間における取扱い(Q2)

- 当年度に係る利益処分として役員賞与金を支払うことが考えられる場合でも、1株当たり中間純利益の算定上、利益処分による役員賞与金の中間会計期間対応分を普通株主に帰属しない金額として、損益計算書上の中間純利益から控除する必要はない。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定

時価発行増資の取扱い(Q3)

- 時価発行増資において、申込人の保有する新株を取得する権利は、通常の場合、ワラントとして取り扱う必要はないと考えられる。

非公開会社である子会社が発行するストック・オプションについて(Q4)

- 子会社のストック・オプションにより発行される子会社の普通株式に市場価格に基づく価額がない場合には、当該ストック・オプションを連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に反映させず、その影響が大きいと想定される場合には、当該ストック・オプションを算定に反映させていない旨を開示することが適当である。

転換負債の当期純利益調整額(Q5)

- 転換仮定方式では、転換証券が期首に転換されたと仮定した結果、転換証券が期首から存在しなかったとみなしている。この仮定による転換負債の当期純利益調整額には、例えば、償還損益や償還に伴って発生する支払手数料が含まれるが、社債発行費は含まれない。
- 将来にわたって法人税等及び法人税等調整額が発生しないことが見込まれる場合には、税額相当額を控除する必要はないと考えられる。

転換請求可能期間が未到来である転換株式の取扱い(Q6)

- 単に時間の経過によって転換請求権が生じる場合には、転換請求可能期間が未到来であっても、ワラントと同様、すでに転換可能として取り扱うこととなると考えられる。なお、単なる時間の経過だけでなく、特定の利益水準や株価水準の達成などの条件が付されている場合には、条件付発行可能潜在株式として取り扱う。

- 当初転換価格が株価に依存せず、固定的に決まっているケースでは、当初転換価格を潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上の転換価格として用いる。
- 当初転換価格が将来の株価に基づいて決定するため、期末までには決まっていないケースでは、転換価格の算定条件に期首（又は発行時）までの株価の状況を織り込んで、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上の転換価格を算定することが適当である。

1 株当たり純資産額の算定

連結子会社が有する親会社株式数の取扱い（Q7）

- 連結上の 1 株当たり純資産額の算定にあたって、分母となる期末株式数の算定上、連結子会社の有する親会社株式については、期末時点における親会社持分に相当する株式数を控除することとなる。

普通株式に係る純資産額がマイナスの場合の取扱い（Q8）

- 普通株式に係る期末の純資産額がマイナスとなる場合であっても、マイナスの純資産額を期末の普通株式数で除した金額を 1 株当たり純資産額として開示することが適当と考えられる。

以 上